

Client Alert

2 February 2017

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



穂高 弥生子
パートナー
03 6271 9461
Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com



ジョー・ダニエルズ
パートナー (ヤンゴン)
+95 1 255056 # 8857
Jo.Daniels@bakermckenzie.com

ミャンマー国内法における源泉所得税の引下げ

ミャンマー計画・財務省は、2017年1月10日、2017年告示第2号（以下、新告示）により源泉所得税の税率を引き下げた。この引き下げは、2017年4月1日に発効する。

ミャンマー法人が行う各種取引に係る源泉税の引き下げの概要は以下のとおりである。

取引の種類	居住者		非居住者 (一部の支店を含む)	
	現行告示	新告示	現行告示	新告示
貸付またはこれに類似する取引に対する支払利息	0%	0% (変更なし)	15%	15% (変更なし)
ライセンス、商標または特許に対するロイヤルティ	15%	10%	20%	15%
その他物品の購入、役務・サービス提供に対する対価の支払 (リース取引を含む)	2%	2% (変更なし)	3.5%	2.5%

重要な変更点は下記のとおりである。

① ロイヤルティの支払に係る源泉税の引き下げ

居住者および非居住者ともにロイヤルティに関しては5%、非居住者に提供された物品またはサービスの対価については1%、それぞれ源泉税が引き下げられた。非居住者（一部支店を含む）がミャンマー国内で国内源泉所得を有し課税を受けている場合は、源泉税として支払われた額を法人所得税から控除することができる。これに対して、非居住者がミャンマー国内では課税を受けていない場合には源泉税の支払をもって課税関係が終了する。

② 土地および機械のリース取引に係る源泉税の適用の明確化

旧告示では、源泉税が土地および機械のリース料金にも適用があるのか不明確であった。これに対して、新告示は「リース取引」という概念を取り入れることによって、源泉税が土地および機械のリース料金にも適用されることを明確にした。

③ 海外で提供されたサービスに係る源泉税の非課税の明確化

旧告示は源泉税が輸出品に適用がないことについては明確であったが、サービスについては不明確であった。新告示では、海外で提供されたサービスに源泉税が適用されないことが明確化された。

④ ライセンスを受けた外国銀行の支店に支払う利息には源泉税は課されない

政府機関間での支払やミャンマー国内でライセンスを受けた外国銀行の支店に支払われる利息には源泉税は課されないこととされた。